

## 第5回はむらイルミネーション会場施工業務仕様書

### 1. 業務の名称

第5回はむらイルミネーション事業会場設営・撤去業務

### 2. 業務の目的

夜間イベントとして小作駅前多目的広場及び小作駅周辺へイルミネーションを装飾し交流人口の増加を推進するとともに地域経済の活性化及び羽村市の魅力を広く発信する。

### 3. 委託期間

契約日から令和元年10月31日（木）まで

(1)実施期間：令和元年9月21日（土）～10月20日（日）18時00分から22時00分

(2)施工期間：令和元年9月9日（月）から9月19日（木）まで

(3)撤去期間：令和元年10月21日（月）から10月31日（木）まで

### 4. 設置場所及び設置に係る要件

(1)設置場所 小作駅東口駅前ペDESTリアンデッキ（設置場所：別紙参照）

(2)設置に係る要件

小作駅東口多目的広場周辺ではタクシー等の自動車が多数通行する。その為、強風等の自然現象により設置物等が転倒、飛散しないよう十分配慮し安全を確保すること。

### 5. 業務概要

(1)イルミネーション会場のデザイン及び設計

会場における設計図を制作し、発注者へ提出すること。

(2)イルミネーションの施工、管理

設計図に基づきイルミネーションの取付け及び取付けに付随する工作物の設置を行う。取付け及び撤去の際には、工事工程表を発注者へ提出し、安全に配慮するとともにタクシー、バス等の公共交通機関や駅利用者に影響を及ぼさないように実施すること。会場周辺の構造物の使用については関係機関等との協議及び調整を行い決定すること。

また強風等の自然現象によりイルミネーションが飛散しないよう取り付けること。

(3)イルミネーション実施期間における維持管理

実施期間中における管理を適宜おこなうこと。強風等の自然現象による飛散等の被害が発生することが予測される場合には発注者と協議し対応すること。

(4)イルミネーションの撤去

実施期間終了後は使用したイルミネーション電飾を指定の場所に返却し現状復帰すること。

また現況写真（着工前）及び竣工写真（完了後）を撮影し、プリントアウトし、データとともに提出すること。また完了報告書の提出をすること。

### 6. その他

(1)道路使用許可申請など設置に際し必要となる各種手続きは受託者が行うこと。

(2)その他本仕様に記載のない事項については必要に応じ両者で協議の上定めるものとする。

(3)各書類の提出先名：羽村市商工会 宛